

令和4年度第3回

札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会

会 議 録

日 時：2022年9月30日（金）16時開会
場 所：大通りバスセンタービル1号館6階
みどりの推進部 大会議室（Web会議）

1. 開 会

○事務局（引地子どものくらし支援担当課長） それでは定刻になりましたので、令和4年度札幌市子ども・子育て会議第3回児童福祉部会を開催いたします。

私は、子ども未来局子どものくらし支援担当課長の引地でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、本会議の運営・進行につきまして、2点ほど確認させていただきます。

まず、会議の公開についてですが、この児童福祉部会は公開で開催することとしており、YouTubeでライブ配信しておりますので、その旨ご承知おきください。

なお、児童福祉部会終了の後、引き続き処遇部会を開催いたしますが、そちらにつきましては非公開の予定でございます。

続きまして、会議参加時の注意事項についての確認でございます。

会議中、ご自身が発言をされる場面以外ではミュートにしてください。ご発言をされる際は、Zoomのリアクションボタンから「手を挙げる」を選択してください。部会長から指名がございましたら、ミュートを解除してご発言をお願いいたします。事務局への連絡は、チャットからメッセージを送信してください。

参加時の注意事項につきましては、以上になります。

続きまして、本日の出欠状況について、ご報告いたします。

本日、遠山委員と箭原委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、9名中7名のご出席をいただいておりますことをご報告いたします。

続きまして、前回の児童福祉部会以降に委員の交代がございましたので、ご報告いたします。

札幌市里親会副理事長の稲生義裕委員が退任され、後任として、今まで札幌市自立支援協議会の代表として委員に就任いただいております、北川聡子委員に新たに札幌市里親会理事長のお立場でご就任をいただいております。また、北川委員が札幌市里親会の代表委員にご就任されたことに伴い、その後任として、札幌市自立支援協議会子ども部会副部会長の斎藤規和委員にご就任をいただいております。

続きまして、本日の議題について確認をいたします。

本日の議題は、「札幌市子どもの貧困対策計画の令和3年度実施状況について」1件となっております。

事務局からは以上でございます。

2. 議 事

○事務局（引地子どものくらし支援担当課長） それでは、ここからの議事進行につきましては、藤原部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○藤原部会長 改めまして、皆さんこんばんは。遅い時間にありがとうございます。

早速ですが、これよりは議事に移らせていただきます。

審議事項であります、札幌市子どもの貧困対策計画の令和3年度実施状況についてです。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（引地子どものくらし支援担当課長） それでは、札幌市子どもの貧困対策計画の令和3年度の実施状況につきまして、事務局からご説明させていただきます。

まず、資料の確認でございますが、本日は、資料1、資料2の2種類になります。

資料1は、計画全体の実施状況を総括したものです。

資料2は、168の個別事業ごとの実施状況を一覧にしたものでございます。

事前に郵便でお送りさせていただいておりますけれども、皆様、お手元でございますでしょうか。皆様、大丈夫でしょうか。

それでは、本日は、資料1、A4横の総括表に沿ってご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは早速、資料1の2ページ目をお開きください。

現在の計画の策定経緯や概要をまとめておりますので、簡単に振り返っておきたいと思っております。

左側中段、計画期間でございますが、平成30年度から令和4年度までの5年間となっております。

基本理念は、「子どもがその生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしながら、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現」を目指すこととしております。

一つ飛びまして、計画の対象ですけれども、子ども・若者とその家族。これは、生まれる前の妊娠期から、社会的自立に移行する、おおむね20歳代の前半までの年齢を想定してございます。

続きまして、3ページをお開きください。

この計画では、大きく5つの基本施策と、それぞれ関連する11の施策に施策を体系化し、その方向性を定めた上で、関連する事業に取り組んでおります。

後ほど、基本施策ごとに、令和3年度の取組状況をご説明してまいります。

続きまして、4ページをご覧ください。成果指標の一覧でございます。

本計画では、全部で10の成果指標を設定し、その数値変化の傾向を把握しております。令和3年度の数値はご覧のとおりですが、一つ一つの指標につきましては、この後、基本施策ごとの点検において順に見てまいりますので、その際、こちらのページも併せてご参照いただければと思います。

それでは、5ページをお開きください。

基本施策1、「困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進」から、令和3年度の主な取組状況をご説明いたします。

まず、施策1-1、「(1) 困難に気づき、必要な支援につなげる体制の推進」では、

子どものくらし支援コーディネート事業について、実施地区を令和3年4月から市内全域に拡大いたしました。

また、ヤングケアラーにつきましても、中学生・高校生・学校に対して、初めて実態調査を実施し、支援策や仕組みづくりの検討に着手をしたところです。

「(2) 成長段階に応じた切れ目のない相談支援の推進」では、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる児童・生徒への支援を引き続き実施し、一層の充実に取り組みました。

「(3) 配慮を要する子ども・世帯への相談支援の推進」では、養育状態の改善が必要な世帯に養育支援員を派遣する事業を拡大したほか、社会的養護を必要とする子ども・世帯、ひとり親世帯、生活困窮世帯への相談支援を着実に実施しました。

右に移りまして、施策1-2、「(4) 支援機関や団体等との連携の推進、広報の充実」では、職員が地域のネットワーク団体の学習会に参加するなど、関係機関・団体との情報交換や連携強化を図りました。

児童相談所は後ほど触れることにいたしまして、広報については、受け手の目線に立った広報を重視し、新たにLINE公式アカウントを設け、情報発信を開始したところでございます。

下段、評価に移ります。

「指標① 区役所の相談窓口で、子育てや生活について相談する方法を知らなかった割合」です。この数値は、5年に一度実施をしております、子どもの生活実態調査で把握したのになります。知らなかったと回答した割合は、前回、平成28年度の6.0%から、今回、令和3年度は3.5%と改善いたしました。

「指標② 妊娠・出産、子育てについて相談相手や情報収集手段があり、相談等により不安や負担が軽減されている割合」は、平成28年度57.3%に対し、令和3年度は72.7%でした。各種相談支援や、ホームページ、アプリ、こそだてインフォメーションなど、情報提供手段の充実・強化を図っており、計画当初値から上昇傾向にございます。

これらを踏まえた上での課題と今後の方向性です。

困難を抱える子ども・世帯は、複合的な問題を抱えている、困難を抱えている自覚がない、支援が長期化するといった傾向が見られ、息の長い働きかけや、支援を必要とする方との信頼関係の構築、つながりの維持が課題となります。

今後も、相談支援体制の充実を図るとともに、子どものくらし支援コーディネート事業など、アウトリーチの取組を進めてまいります。

さらに、取組を始めたヤングケアラーにつきましても、ピアサポートや、支援につなげるための仕組みづくりを進めてまいります。

また、支援機関や団体等との情報交換・連携強化、受け手の目線に立った広報・啓発に引き続き取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた効果的な手法の検討を進めてまいります。このように考えております。

それでは、続きまして、8ページ、飛びますけれども8ページをご覧ください。

基本施策の2、「子どもの育ちと学びを支える取組の推進」です。

施策2-1から主な取組を見てまいりますけれども、「(1)乳幼児期の子どもの健やかな成長を支える取組の推進」では、子ども医療費助成を、令和3年4月から、小学6年生までに拡大いたしました。

「(2)乳幼児期の子どもを育てる保護者への支援の充実」では、保育施設の定員を3万5,610人まで整備をしたほか、第2子の保育料無料化について、国基準を上回る支援を実施したところです。

真ん中、施策2-2のうち、「(3)学びを支える取組の推進」では、生活困窮世帯などの子どもに対して、学習支援を引き続き実施しました。また、高校中退者など42人にも学習支援を実施し、9人が高卒認定試験に合格をしたところです。

右に移りまして、施策2-3のうち、「(6)子どもの居場所づくりの推進」では、子ども食堂14団体に補助を行ったほか、子ども食堂などの団体が行う子どもの見守り活動に対する補助も開始をいたしました。

下段、評価に移ります。

「指標③ 子どもを産み育てやすい環境だと思う人の割合」は、計画策定当初の平成28年度56.1%から、令和3年度41.4%に低下しました。なお、これは、先日の子ども・子育て会議でも少しご説明しましたが、18歳以上の全ての年齢層を対象としたアンケートの数値でございまして、0歳から5歳までの子どもがいる世帯に限定した別のアンケートでは、52.9%と大分異なる数値となっております。

「指標④ 子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合」は、平成28年度56.9%に対し、令和3年度50.1%でした。コロナ禍において、様々なイベント・文化・スポーツ行事が中止されるなど、子どもの社会体験・参加する機会が減少したことにより、やや低下したものと考えられます。

課題と今後の方向性です。

子どもの育ちと子育ての支援においては、医療費助成の拡充や保育施設の整備などの取組を順次進めており、今後も着実に実施をしていきます。

特に配慮を要する子ども・世帯に対しましては、学校での教育に加えて、学習支援や、安心して学べる環境整備・経済的支援に継続して取り組みます。

また、学校・家庭以外の地域の居場所や、多世代交流などの体験活動は、子どもの健やかな成長に大切なものであることから、さらに広がるよう支援をまいります。

それでは、また飛びまして、次は12ページをお開きください。

基本施策の3、「困難を抱える若者を支える取組の推進」です。

「(1)若者の自立支援の促進」、2段落目になりますが、令和3年8月から、困難を抱えた若年期の女性を対象として、アウトリーチ支援、居場所の確保、公的機関等へのつなぎなどを行う支援事業を開始いたしました。

令和4年4月には、公立夜間中学「札幌市立星友館中学校」を開校し、義務教育未修者に学びを提供したところです。

「(2) ひきこもり対策の充実」では、集団型支援拠点「よりどころ」において、当事者の会・家族の会を計82回開催いたしました。

下段、評価に移ります。

「指標⑤ 困難を抱える若者が自立に向けて支援機関を利用し職業訓練への参加や進路決定をした割合」は、平成28年度43.9%から、令和3年度78.9%となっております。

課題と今後の方向性です。

義務教育を終えた高校・若者期は、自立に向けて様々な課題と向き合う時期ですが、一旦学校や職場から離れると、支援制度につながりにくく、社会的孤立に陥るリスクが高くなります。

また、困難を抱える若者は、社会や人との関わりが希薄になりがちであり、問題を長期化させないためにも、できるだけ早い時期に個々に寄り添った支援を進めることが重要です。

今後とも、若者支援総合センターを中心とした若者への学習支援や就労支援、困難を抱える若年女性に対する相談支援、また、ひきこもり当事者とその家族に対する相談支援にそれぞれ継続して取り組んでまいります。

続きまして、次は14ページをお開きください。

基本施策の4、「保護者の就労や生活基盤の確保」です。

まず施策4-1、「(1) 保護者の自立・就労に向けた支援の推進」では、女性やひとり親家庭向けの就労支援を中心に取組を拡充いたしました。

特に2段落目、「高等職業訓練促進給付金事業」では、令和3年度から情報通信関係の資格も対象とするなど、制度を拡充し、利用者が大幅に増加したところです。

右に移りまして、施策4-2、「(2) 世帯の生活基盤の確保に向けた支援の推進」では、児童手当・児童扶養手当などの各種手当の支給、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の確保や相談支援など、子育て世帯の生活基盤の確保に向けた取組を実施いたしました。

下段、評価に移ります。

「指標⑥ 子どもがいる世帯のうち、家計の状況がぎりぎりまたは赤字である世帯の割合」は、平成28年度62.6%から、令和3年度50.4%と改善いたしました。低所得層の赤字の状況はほぼ横ばいとなっていることから、上位所得層の赤字状況の改善が全体を底上げしたと考えられます。

「指標⑦ ひとり親家庭の親(母子家庭の母)の就業者に占める正規の職員の割合」は、平成28年度35.8%から、令和3年度44.3%と上昇しております。

これを受けまして、課題と今後の方向性ですが、引き続き、就労を中心とした自立支援と、生活基盤の安定のための経済的支援の二つを柱として、着実に実施をしてまいります。

最後に、16ページをお開きください。

基本施策5、「特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進」です。

施策5-1、「(1)社会的養護を必要とする子どもへの支援の推進」では、児童相談所の児童福祉司を増員するなど、児相の相談体制を強化しました。また、児童養護施設の入所措置を解除された方の居住費支援や退所後生活体験など、ご覧の退所後の暮らしの支援を行ったところです。

施策5-2、「(2)ひとり親家庭への支援の推進」では、3段落目になりますけれども、令和3年度から、養育費確保のための公正証書等の作成や、養育費の保証契約に対し、補助事業を開始しております。

右に移りまして、施策5-3、「(3)生活保護世帯、生活困窮世帯への支援の推進」では、生活保護世帯には、保護の適正実施のほか、自立に向けた就労支援を実施しました。

生活保護に至る一つ前の層に対しましては、生活困窮者自立支援事業として、ご覧の幅広い相談に応じ、生活の安定に向けた支援を行ったところです。

下段、評価に移ります。

「指標⑧ 市内社会的養護体制における「家庭的養護」の割合」は、平成28年度62.6%から、令和3年度77.6%に上昇しました。里親委託、ファミリーホーム及び地域小規模児童養護施設の増によるものです。

「指標⑩ 生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率」は、平成28年度は97.5%、令和3年度は96.1%でした。

課題と今後の方向性です。

ここで対象としている子ども・世帯は、子どもの貧困という面においては、より厳しい環境にある場合が多く、継続した取組が求められます。特に、コロナ禍において、生活のみならず、進学や就職等の様々な場面で困難や制約を受けやすい傾向にあることに留意してまいります。

大変長くなりましたが、資料の説明は以上となります。

この後は、皆様からご意見やご質問を頂戴し、それを踏まえまして、後日、市のホームページ上で、令和3年度の実施状況を公表いたしますとともに、今後の取組や次の計画の策定に反映させてまいりたいと考えております。

それでは、ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○藤原部会長 ご説明ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。Zoomのリアクションボタンで「手を挙げる」というところを押していただければ、お名前を呼ばせていただきます。どこからでも結構ですのでお願いいたします。

加藤委員お願いします。

○加藤委員 ありがとうございます。二つ質問があって、一つは、4ページを見るのがいいかなと思うのですが、妊娠・出産や子育てについての、ちょっと途中飛ばして、

負担が軽減されている人の割合というのが、確かに当初値から比べると、57.3%から72.7%まで上がっているのですけれども、つまり前年と前々年と比べると10%ぐらい下がってしまっているのですけれども。コロナの状況というのはその前から始まっていると思うので、コロナだけじゃないかなと思うのですけれども、このあたりはどのように原因を分析されているのでしょうかというのが一つお伺いしたいことです。

もう一つ、似たようなことなので。④の子どもが自然、社会、文化など体験しやすい環境であると思う人の割合についてなのですけれども、ここもやっぱり、50.1%ということになっていて、前の年から比べると下がっていると思うのですね。このとき何があったかという、オリンピックなんかがあったときじゃないかなと思うのですけれども、その影響なんか何かあったのか。札幌でやったけれども、結構参加できなかつたりとか、見れなかつたりとかってということもあったんじゃないかなと思うので、ちょっとオリンピックは言い過ぎかもしれませんが、細かく見ると、前年に比べると下がっているのですけれども、その辺についてどのように分析されているのか、教えていただけるとありがたいなと思います。

○藤原部会長 加藤委員ありがとうございました。

二つの質問ありましたが、関連もしていると思いますので、一緒にご回答いただけますか。

○事務局（引地子どものくらし支援担当課長） それでは、事務局の方で、私どものこの指標の受け止めについてご回答させていただきたいと思います。

まず、1点目が、指標の③の子どもを生き育てやすい環境だと思ふ人の割合が低下していることに関しての市としての受け止めというご質問だったということかと思うのですけれども、私どもといたしましても、アプリやLINEといった情報提供手段の充実などに取り組んだところではございますが、新型コロナウイルス感染症により様々な制約や対応が必要になるなど、子育て世帯の大変な状況がある中で、一般的にのびのびとした子育てはイメージしづらかったものと考えております。

それで、少し説明でも触れさせていただいたのですけれども、このアンケート調査につきましては、18歳以上の全ての年齢層の方を対象とさせていただいた調査なのですが、同じ質問を、子どもが0歳から5歳までの子育て世帯に対して実施をさせていただいたものにつきましては、52.9%ということで、少しというか、大分異なる数値が出ております。このことにつきまして、私どもとして、どのように考えているかということでございますけれども、子育ての当事者のアンケートにおいて、札幌は子どもを産み育てやすい環境だと回答していただいたその理由の上位として挙げられたのが、「子どもの医療費の負担が軽減されているから」「子連れでも出かけやすい場所があるから」「認可保育所や幼稚園にかかる費用が軽減されているから」、こういった理由が産み育てやすい環境だとご回答いただいた上位として挙げられています。

このように、当事者の方にのみ実感していただける制度や環境があることが、全年齢層

に対するアンケートと当事者層とのアンケートとで数字が大きく開いた要因であるというふうに思っているところがございます。

続きまして、もう一点、子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合が低下していることに関しても、札幌市としてどのように捉えているかというご質問だったかと思えますけれども、これにつきましては、やはりコロナ禍において、様々なイベントや文化、スポーツ行事などが中止されるなど、子どもさんの社会体験や参加する機会が減少したことによって低下しているのではないかというふうに考えているところがございます。

長くなりましたけれども、私からは以上でございます。

○藤原部会長 ありがとうございます。

②の方の相談相手がどうかというところの多分ご質問が加藤委員からあったと思うのですけれども。

○加藤委員 そうです。③番には疑問はないです。②です。

○事務局（引地子どものくらし支援担当課長） 大変失礼いたしました。

○藤原部会長 確かにここが、当初のときは57なのですけれども、一旦は86とか81まで上がっていて、それで現状は72という、その推移のところ、もし何か分析されていることがあれば。加藤委員は、必ずしもそれはコロナのことだけではないのではないかと。前年や前々年のデータから見ると。そのあたり何か検討されたこととかありますか。

○事務局（引地子どものくらし支援担当課長） 少しお待ちください。

それでは、分かる範囲でのお答えということになってしまうのですが、一つには、コロナが長期化しているということも考えられますことと、それともう一点、この調査に関しては、必ずしも母数が大きくないところがございます、やや正確性を欠くかもしれないのですが、300程度の母数の中ではじいている調査であるということも、あるいは影響しているかもしれないというふうに考えております。

すみません。分かる範囲でのご回答ということになってしまいましたが、先ほどご質問と違うことについてお答えしてしまったことと併せておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

○藤原部会長 どうもありがとうございます。

また何か別な、検討したときの材料とかがありましたら、後でまた補足とかもしていただければと思いますが、とりあえず、加藤委員の方、これでご回答の方よろしいですか。

○加藤委員 ありがとうございます。とはいえ、やっぱり当初値から令和元年のところですごく上がっているので、これがなぜ上がったのかということをも最初に分析して、その中でやっぱり去年落ち込んでしまった理由が何なのかというのは、分析するに価値あることだと思いますので、ぜひやっていただくとありがたいなと思います。ありがとうございます。

○藤原部会長 それでは、ほかのご質問、ご意見お願いいたします。

大場委員お願いします。

○大場委員 ありがとうございます。14ページの令和3年度の取組状況で、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付事業のことが触れられていますけれども、15ページの4-2(2)のところで、拡充ということでここに示されていますが、恐らくコロナ禍の関係で、福祉資金の貸付けというのが伸びていると思うのですね。ただ、貧困ということを考えたときに、償還の状況がどうなっているのかというところが大きなポイントになってくるのではないかなというふうに思います。貸付けが拡充するというのは大変いいことだと思うのですが、貸付けですから、償還が必ず出てくるわけです。その償還の状況がどういう状況にあるのかということが、今後はやはり考えていかなければならないことになると思いますので、これからの評価とタイムラグがあると思いますので、償還の時期とずれてくるのは分かりますけれども、コロナ禍の影響の中で、償還の状況が少し先に見えるようなものがあれば、課題と方向性の中で、何らかのコメントが必要なのかなというふうに思いました。その償還に対する対応を、すぐ答えとして出ないかも分かりませんが、そのことが少し、課題と方向性の中で、貸付けと償還の関連を少し触れていただければどうかなというふうに思いました。

それから、16ページの社会的養護を必要とする子どもへの支援の推進ということでは、居住費支援はすごく大事だと思います。それともう一つは、住宅の確保ですね。これが非常に大きな課題になっています。就職でも進学でもそうですけれども、一回リタイアすると住宅がもう確保できないというような状況があります。その住宅についての確保の取組、その辺を、どういう表現がいいのか、そういう必要性というか、検討の必要性があるとか、何かそのことを触れていただいたらどうかなというふうに思いました。

以上です。

○藤原部会長 ありがとうございます。今のは、ご質問というよりもご意見を2点いただいたということになると思いますが、事務局から何かコメントありますか。

○事務局（引地子どものくらし支援担当課長） 今、大場委員の方からは、貸付けについて、今後償還の状況なども課題になってくるということで、それについての今後の方向性についても考えていく必要があるのではないかというご意見と、もう一点につきましては、社会的養護の今後の支援において、住宅の確保についての取組の方向性、検討についても考えていくべきではないかという、そういうご意見だったかとお話承りました。これにつきましては、ちょっと今、この場ですぐお答えするというよりは、一旦ご意見として承りまして、今後検討させていただくということでご了解いただければと思います。

以上でございます。

○藤原部会長 大場委員よろしいですか。

○大場委員 ありがとうございます。結構です。

○藤原部会長 では、ご意見いただいて、ちょっと事務局の方でも、何か加味するのか、一応文言を変えるのかというあたりについては、一旦保留ということをお願いします。

ほかはいかがでしょうか。

北川委員どうぞ。

○北川委員 ありがとうございます。いろいろと資料とか分析とか、ありがとうございます。

子ども・子育て会議でもお伝えしたのですけれども、先ほどの4ページの子どもを産み育てやすい環境だと思ふ人の割合が少し、調査によるものかもしれないのですけれども、低いということで、札幌市はとて大都市で大きい都市なので、他都市からの流入の子育てしている方が多いということで、孤立しがちな面も多いのではないかなと思います。やっぱり札幌市全体において、小さな区ごととかも含めて、子育て支援体制をどんなふうにつくっていく計画があるのかというのを、いろいろなところが一所懸命頑張っていると思うのですが、体制としてどのようなものをイメージしているのかというのを教えてほしいと思います。

それから、もう一つは少し細かいところなのですが、考えてくれていると思うのですけれども、社会的養護のところ、この個別事業の実施状況の細かい中で、34ページにスタディメイト派遣事業というのがありまして、それで、ここは児童養護施設等に入所中の児童に対し、大学生などの有償ボランティアを派遣し、学習支援等を行いますという事業なのですが、家庭養護が札幌市において大変伸びているというのは、非常に評価できる点だなというふうに思いますが、そういう中で、家庭養護の子どもも個別の支援などが必要になってきている、学習支援が必要になっている子どもが多いので、例えば、一時保護で随分長くいる子なんかは、一日中おうちの中において、里親さんと一緒にいるということがあると思いますので、このスタディメイト派遣事業は、児童養護施設等なので、里親さんのところに行く仕組みになっていないようですので、この辺も今後考えていただけたらと思います。もしかしたら、考えてもらっているかもしれませんが、よろしくお願いします。

質問と意見一つです。

○藤原部会長 ありがとうございます。

では、まず質問の方で、子育てしやすい環境にするために、流入とかの大都市ならではの問題も多い札幌で、何か区ごとの子育て環境を整えるための取組で、今ここで皆さんと確認できるようなことってありますか。

○事務局（引地子どものくらし支援担当課長） それでは、北川委員のご質問、ご意見は、大都市では地域のつながりが希薄であって、子育て世帯は孤立しがちだと。大都市は地方と比べて地域のつながりが希薄であり、子育て世帯が孤立に陥りやすい傾向にあるから、これに対する施策を充実させる必要があって、それに対してどういう体制を考えているかというご意見だったかと思います。それで、私どもといたしましても、加えまして、困難な状況にある世帯は、一般的な世帯と比べても孤立しやすい傾向にあって、子どもの貧困対策においては、孤立への対策は特に重要だと考えております。

ご質問とちょっと違うお答えになってしまうかもしれませんが、現在も子どもぐらし支援コーディネート事業などのアウトリーチ支援や、子育て世帯向けにSNSやアプリを使った情報発信に取り組んでおりますけれども、これに加えて、子育てサロンや子ども食堂など、親子や子どもが安心して参加、交流できる居場所づくりも重要と考えておまして、そうしたものが札幌市域全体で取り組んでいけるように一層の充実を図ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

それから、ご意見のございましたスタディメイト事業ですね。家庭的養護、里親さんのところにいらっしゃるお子さんに対しても学習支援が必要ではないかということにつきましては、今日のところは一旦ご意見を頂戴したということで、担当部局とも共有して、また今後のことを考えてまいりたいと考えます。

私からは以上でございます。

○藤原部会長 今のところの確認なのですが、ここで事業内容としては、北川委員ご指摘のとおり、児童養護施設等に入所中の人を使うというふうになっていて、里親さんは今それに入っていないということなのですが、施設内のグループケアを受けている人たちは、これは使えるんですか。

○事務局（引地子どものぐらし支援担当課長） すみません。今、ちょっと私どもで正確な情報を持っていないので、そのグループケアがこの事業の該当になるかどうかについては、確認の上、後日、皆様にご回答申し上げたいと思います。

○藤原部会長 分かりました。ということで、北川委員の方のご質問とご意見、よろしいですか。

○北川委員 私としては、今後でいいのですけれども、やっぱり今課長さんがおっしゃってくれたように、地域のつながりが希薄で、孤独になりがちな子育てをしている方々がつながりやすいようにというところの、何か区ごとの、先ほど言った、こういうコーディネーターがいてとか、サロンがあつてとか、子ども食堂があつてとか、そういう見える化して、自分の区だったらここに行けば相談できるんだ、こういうことが見えたら、重層体制で札幌市は子どもと家族を支えているんですよというのを、地域ごとに見えたらいいなというふうに思いますので、今後よろしくお願いします。

○藤原部会長 今、ご要望も含めてということで承りたいと思います。

ほかはいかがでしょう。

椎木委員お願いします。

○椎木委員 ありがとうございます。私からは、16ページの真ん中あたりの令和3年度取組状況、施策5-2の主な取組の一番下の段落に、養育費確保のための補助事業を開始しているという記載があるかと思うのですが、ちょっとそこに関して質問と簡単な意見を申し上げたかたのですが、まず質問としましては、この補助事業に関して、実際の申請や利用の実績がどの程度あるのかというのを知りたかったというのが1点目で、2点目は、制度設計するに当たって、札幌市の顧問弁護士の方であるとか、弁護士

会であるとか、あるいは公証役場やADRの機関であるとか、何か実際に担っているところからの専門家からの意見などは踏まえたものであるのか、それとも、札幌市さんが独自につくられたものであるのかというところが知りたかったというのが2点目の質問になります。

質問としては以上の2点でして、簡単な意見として3点目としましては、この中で、養育費の保証契約に関する補助というのがあるかと思うのですが、この場で正確に申し上げるといえるのがあれなのですが、養育費の保証契約事業、民間の事業者さんでされているものありますけれども、結構、日弁連から各弁護士に通知されている内容とかの中に、中には手数料がとても高いけれども、保証について疑問がある内容であったりとか、ちょっと一部弁護士法違反のおそれがあったりですとか、その業者さんの質ですとか内容の部分について疑問の声が上がっているようなものを見たことがあったものですから、そのあたりについて、全般的なことになるのか、個別に審査される際なのか、その点ありますけれども、慎重に対応されることがあってもいいのかなと思いましたが、以上の点を意見として述べさせていただきたいと思います。

私から以上なのですが、質問の趣旨について、補足としてはちょっと、現実に対応している者の立場から見ると、先ほどの養育費保証以外の点では、実際にあり得る内容かなというふうに私の私見としては思ったのですが、実際に利用したい立場の方々からして、マッチする設計になっているのかどうなのかというところについて、若干どうなのかなと思った部分もあったので、そのあたりが気になったので2点の質問でした。

以上です。

○藤原部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局からよろしいですか。

○事務局（中村子育て支援課子育て家庭係長） 子育て支援課の中村と申します。よろしくお願いたします。

まず、1点目の昨年度の実績についてでございますが、すみません、今手元に正確な数字がありませんが、養育費確保の補助メニューは、民間ADRの利用の部分と、公正証書等の作成の部分、あとは保証契約の締結に対する補助という、この三つがございまして、一つ目のADRの利用に関しましては、昨年度は0件となっております。公正証書の部分と保証契約の部分ですが、公正証書の部分が80数件ございまして、保証契約の方は、8件、全部合わせて100件弱というような状況になってございます。

ご質問の二つ目の、制度設計するに当たってのところでございますけれども、こちらに関しましては、まず先行して実施されている自治体へのヒアリングですとか、また実際にADR機関へのヒアリング、あと保証契約をされている民間の会社へのヒアリング、こういったものを踏まえて制度設計をさせていただいたところです。

事務局の方からは以上になります。

○藤原部会長 最後のご意見の方で、何か市として情報とか持っていらっしゃることで

ありますか。

○事務局（中村子育て支援課子育て家庭係長） 基本的には、利用者の方から、実際に使った会社を申請いただいている状況ではございますが、今、椎木委員からご指摘あった点については、我々の把握していない部分もございますので、今後、その点についてご指導いただきたいと思います。

○藤原部会長 ありがとうございます。椎木委員いかがですか。

○椎木委員 ありがとうございます。内容を理解できました。

○藤原部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかいかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○加藤委員 意見なのですけれども、6ページのところで、スクールカウンセラーの活用というところがあるのですけれども、今、69時間、小学校に配置されていると思うのですが、これがもう少し、将来増やしていく方向とかにはならないのかというのがちょっと言いたいことで、というのも、あまりにも週で割ったりするとすごく少ない時間になってしまいますし、今、札幌市でいうと中学校の方が時間数が長いのが多分通常だと思うのですけれども、基本的には子どもって、例えば、小学校のときにちゃんと相談したら答えてもらえたとかという経験がないと、上の学年に行ったときに相談することすら、やっても意味がないみたいなことになってしまったりとか、私たちが調査をすると、いじめなんかもそうなのですけれども、相談してもどうせ何もしてくれないみたいな回答ってすごく多くなってしまいますね。なので、できれば、小さい頃から、相談するというを手厚くしてもらえるといいのではないかなと思うので、このSCというのが、全国的に見てもこれが時間数が多いのかどうかということと、札幌市は今後どうやって増やしていくのかどうなのかみたいな、もし見通し等があれば教えていただきたいのですけれども、一つの意見としてちょっと述べておきたいなと思いました。

○藤原部会長 加藤委員ありがとうございます。何か情報がありましたらお願いします。

○事務局（引地子どものくらし支援担当課長） スクールカウンセラーの小学校の69時間という時間数について、これでは足りないのではないかと、もっと増やしていくことが大事なのではないかというご意見を頂戴しました。私どもも子どもの貧困対策を進める上では、重要な課題というふうに認識をしております。

それで、現在のところにおいては、これからどうしていくかということをお答え申し上げるものを持っていないのですけれども、また貴重なご意見を頂戴しましたので、担当の部署とも共有をした上で、引き続き検討をしてまいりたいと考えております。ご意見ありがとうございました。

○藤原部会長 では、これはご意見ということで承りたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。

それでは、大体予定の時間と、また次の会議というのもございます関係で、特段ご意見、

ご質問がないようでしたら、一旦、質疑応答の時間、ここまでとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、今のご質問1件を踏まえて、少しまた事務局の方でご検討いただきたいと思いますのですが、この形式で出させていただきますということで、一部文言等修正した上でホームページ公開というふうにさせていただきますもよろしいでしょうか。

それでは、ご理解いただいたということで、ありがとうございました。

今日は、審議事項1点だけなのですけれども、何か全体を通してご質問、ご意見ありませんでしょうか。

なければ、本日の議事はこれで終了いたします。ありがとうございました。

事務局の方にお戻しします。

3. 閉 会

○事務局（引地子どものくらし支援担当課長） 皆様、貴重なたくさんのご意見頂戴しまして、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、児童福祉部会を終了いたします。

なお、この後、引き続き、処遇部会が開催されますので、そちらの方にご出席の皆様におかれましては、別途お送りさせていただいております処遇部会用のURLにもう一度ログインをしていただけますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。